

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略)	(略)
(医療支援課)	(医療支援課)
第51条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の5係を置く。	第51条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の5係を置く。
(1) 医療支援係	(1) 医療支援係
(2) <u>医療安全係</u>	(2) <u>地域連携係</u>
(3) <u>地域連携係</u>	(3) <u>社会福祉係</u>
(4) <u>社会福祉係</u>	(4) <u>入院支援係</u>
(5) <u>入院支援係</u>	(5) <u>医療安全係</u>
第52条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。	第52条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。
(1) 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。	(1) 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。
(2) 社会保険等の診療契約に関すること。	(2) 社会保険等の診療契約に関すること。
(3) 先進医療に関すること。	(3) 先進医療に関すること。
(4) 治験に係る診療費に関すること。	(4) 治験に係る診療費に関すること。
(5) 病院の医療支援に係る諸規程に関すること。	(5) 病院の医療支援に係る諸規程に関すること。
(6) 患者の苦情相談に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)	(6) 患者の苦情相談に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)
(7) 病院内の案内に関すること。	(7) 病院内の案内に関すること。

- (8) 病院におけるボランティア活動に関すること。
- (9) ファミリーハウスに関すること。
- (10) 病院ライブラリーに関すること。
- (11) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関すること。

第53条 医療安全係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全管理に関すること。
- (2) 医事紛争に関すること。
- (3) インシデントに係る医療相談、苦情等に関すること。
- (4) 病院損害賠償保険に関すること。
- (5) 医療事故の報告に関すること。（新設）
- (6) 感染対策に関すること。（新設）
- (7) 高難度医療管理センターに関すること(他の課及び係の所掌に属するものは除く。)。（新設）

第54条 地域連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域の医療機関等との連携に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 患者の公費負担医療に係る手続に関すること。
- (3) 患者に係る諸証明の発行に関すること。
- (4) 入退院患者の受付に関すること。（新設）

第55条 社会福祉係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の社会的、経済的問題等の相談に関すること。
- (2) 地域の保健医療、福祉機関等との連携に関すること。
- (3) 退院援助に関すること。

第56条 入院支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関すること。
- (2) 入院支援に関すること。
- (3) 医師事務作業補助に関すること。

- (8) 病院におけるボランティア活動に関すること。
- (9) ファミリーハウスに関すること。
- (10) 病院ライブラリーに関すること。
- (11) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関すること。

第53条 地域連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域の医療機関等との連携に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。
- (2) 患者の公費負担医療に係る手続に関すること。
- (3) 患者に係る諸証明の発行に関すること。
- (4) 入退院患者の受付に関すること。

第54条 社会福祉係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の社会的、経済的問題等の相談に関すること。
- (2) 地域の保健医療、福祉機関等との連携に関すること。
- (3) 退院援助に関すること。

第55条 入院支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関すること。
- (2) 入院支援に関すること。
- (3) 医師事務作業補助に関すること。

第56条 医療安全係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全管理に関すること。
- (2) 医事紛争に関すること。
- (3) インシデントに係る医療相談、苦情等に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(医事課) (新設)

第57条 医事課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。

(1) 収納係

(2) 診療報酬係

(3) 診療情報管理係

(削除)

第58条 収納係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 医事課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。

(2) 病院の診療に係る諸規程に関すること。

(3) 診療費の収納、保管及び払込みに関すること。

(4) 診療費の債権管理に関すること。 (新設)

(5) 診療費の調査決定に関すること。 (新設)

(6) 診療費に係る諸証明に関すること。 (新設)

(7) 診療費の督促等に関すること。 (新設)

(8) その他病院収入に関すること。 (新設)

(9) その他医事課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関すること。 (新設)

第59条 診療報酬係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 入院患者及び外来患者の保険診療等の診療報酬の審査に関すること。

(2) 入院患者及び外来患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関すること。

(3) 入院患者及び外来患者の診療費の算定に関すること。

(4) 入院患者及び外来患者の諸料金納付書の発行に関すること。

(4) 病院損害賠償保険に関すること。

(5) 医療事故の報告に関すること。

(6) 感染対策に関すること。

第57条 専門職員(医療支援担当)は次の事務をつかさどる。

(1) 高難度医療管理センターに関すること(他の課及び係の所掌に属するものは除く。)。

(2) 看護師特定行為研修修了後の特定行為の実施に関すること(他の課及び係の所掌に属するものは除く。)。

(3) その他医療支援課所掌の事務のうち、特に命ぜられた事項に関すること。

(医事課)

第58条 医事課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。

(1) 収納係

(2) 診療報酬係

(3) 診療情報管理係

第59条 収納係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 医事課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関すること。

(2) 病院の診療に係る諸規程に関すること。

(3) 診療費の収納、保管及び払込みに関すること。

(4) 診療費の債権管理に関すること。

(5) 入院患者及び外来患者の診療報酬明細書等の作成に関するこ
と。

(6) 包括評価に係る調査及び連絡調整に関すること。

(7) 外来患者の受付に関すること。

(8) 国保連合会及び支払基金等との連絡調整に関すること。
(削除)

第60条 診療情報管理係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 診療記録等の管理に関すること。

(2) 診療記録等の監査に関すること。

(3) 院内がん登録に関すること。

(4) 国際疾病分類(ICD—10)に関すること。

(5) 病院評価指標に関すること。

(削除)

(削除)

(削除)

第61条 専門職員(診療報酬担当)は次の事務をつかさどる。

(1) 前条に掲げる事務のうち、主に入院患者に関すること。

(2) その他医事課所掌の事務のうち、特に命ぜられた事項に関するこ
と。

(削除)

(削除)

(削除)

第62条 専門職員(診療情報管理担当)は次の事務をつかさどる。

(1) 診療記録等の管理に関すること(他の課及び係の所掌に属するも
のは除く。)。

(2) 診療情報の提供に関すること(他の課及び係の所掌に属するもの

(5) 診療費の調査決定に関すること。

(6) 診療費に係る諸証明に関すること。

(7) 診療費の督促等に関すること。

(8) その他病院収入に関すること。

(9) その他医事課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関す
ること。

第60条 診療報酬係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 入院患者及び外来患者の保険診療等の診療報酬の審査に関する
こと。

(2) 入院患者及び外来患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定
に関すること。

(3) 入院患者及び外来患者の診療費の算定に関すること。

(4) 入院患者及び外来患者の諸料金納付書の発行に関すること。

(5) 入院患者及び外来患者の診療報酬明細書等の作成に関するこ
と。

(6) 包括評価に係る調査及び連絡調整に関すること。

(7) 外来患者の受付に関すること。

(8) 国保連合会及び支払基金等との連絡調整に関すること。

第61条 診療情報管理係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 診療記録等の管理に関すること。

(2) 診療記録等の監査に関すること。

(3) 院内がん登録に関すること。

(4) 国際疾病分類(ICD—10)に関すること。

(5) 病院評価指標に関すること。

第62条 専門職員(診療情報管理担当)は次の事務をつかさどる。

(1) 診療記録等の管理に関すること(他の課及び係の所掌に属するも
のは除く。)。

(2) 診療情報の提供に関すること(他の課及び係の所掌に属するもの

は除く。) (3) その他医事課所掌の事務のうち、特に命ぜられた事項に関する こと。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年8月19日から施行し、改正後の旭川医科大学 事務局事務分掌規程は、令和7年8月1日から適用する。</u> 【改正理由】 令和7年8月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行う ものである。	は除く。) (3) その他医事課所掌の事務のうち、特に命ぜられた事項に関する こと。
---	--